

北茨城市森林整備計画 (変更)

計画期間

自	令和 6 年	4 月	1 日
至	令和 1 6 年	3 月	3 1 日

令和 8 年 3 月 1 1 日

※本計画(変更)は、令和 8 (2026)年 4 月 1 日から有効とする。

茨 城 県
北 茨 城 市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	・・・	1
	1	北茨城市の森林整備の現状と課題	
	2	森林整備の基本方針	
	3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	・・・	5
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	・・・	5
	1	樹種別の立木の標準伐期齢	
	2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
	3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	・・・	6
	1	人工造林に関する事項	
	2	天然更新に関する事項	
	3	植栽によらなければ適格な更新が困難な森林に関する事項	
	4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
	5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法	・・・	11
	その他間伐及び保育の基準		
	1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
	2	保育の種類別の標準的な方法	
	3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	・・・	13
	1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
	2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
	3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	・・・	18
	1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方策	
	2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
	3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
	4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
	5	その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	・・・	19
	1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
	2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
	3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
	4	その他必要な事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	・・・	19
	1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
	2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
	3	作業路網の整備に関する事項	
	4	その他必要な事項	

第8 その他必要な事項 ・ ・ ・ 21

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項 ・ ・ ・ 23

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項 ・ ・ ・ 24

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項 ・ ・ ・ 25

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

附属資料（北茨城市森林整備計画概要図、参考資料） ・ ・ ・ 27

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 北茨城市の森林整備の現状と課題

本市は、茨城県の最北部にあり阿武隈山脈の南端に位置している。その山並みを水源として、大北川、花園川等の河川が太平洋に注いでおり、源流の森林から海岸まで市内に存在している。

気候は年平均気温13.2℃、年間降水量1,435mm前後で、東部地域は海岸に面しているため海洋性の気候であり北西部は山地で内陸性の気候となっている。

本市の面積は18,679haであり森林面積は12,998haであり、林野率69.6%は県平均の林野率31%を大きく上回っている。

所有形態別の森林面積は、国有林6,110ha(47%)、民有林6,888ha(53%)である。民有林の中でも、スギ、ヒノキの人工林は4,260ha、特に11齢級以上の人工林面積は3,372haと約8割が利用可能な齢級を迎えていることから水源涵養や山地災害防止の役割を重視しつつ林業生産基盤の整備を進め、計画的な森林施業の展開を図らなければならない。

しかしながら、所有規模別には、5ha未満の林家が大部分を占め零細な所有形態となっており、近年の社会情勢や労働力不足等により、森林所有者の森林施業へかける意欲が減少しかけているのが課題である。

本市では、森林や湖沼・河川の公益的機能が十分に発揮される豊かな自然環境を健全な姿で次の世代に引き継ぐため、県の森林湖沼環境税などを活用し、荒廃した人工林の間伐に取り組んできた。花粉発生源対策としてのスギ等の人工林の伐採も踏まえ、今後は間伐等の保育だけでなく、主伐と再生林により、齢級の平準化や花粉発生源対策を加速させるとともに、森林の適正な管理を図りながら海岸部を含む森林の持つ公益的機能の維持強化を図る。

また、森林経営の集約化やスマート林業など生産能力向上に取り組む経営体を育成し、自立した林業経営による適切な森林整備を行うとともに、公共建築物等への県産木材の利用促進などに重点的に取り組むことで森林資源の循環利用を推進し、森林の公益的機能の持続的発揮を図ることとする。

2 森林整備の基本方針

八溝多賀地域森林計画の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、次の（１）、（２）のとおり定める。

（１） 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能に望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

（２） 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進することとする。その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の加速化、放射性物質の影響等にも配慮する。

これらを実現していくため、地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、重視する機能に応じた森林の区分を「水源涵養機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「木材等生産機能」と位置づけた森林整備を推進し、望ましい森林資源の姿に誘導するように努めるものとする。

森林の有する機能ごとの森林整備及び森林施業の基本方策

森林の有する機能	森林施業の基本方策
<p>水源涵養機能^{かん}</p>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源かん涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林としての施業を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

1のほか八溝多賀地域森林計画の「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」等を踏まえ、次のとおり定める。

- ・北茨城市森林組合及び森林所有者の合意形成、連帯を図りながら、森林施業の推進、林業担い手の育成、林業機械の促進、木材の生産・流通における条件整備を計画的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

八溝多賀地域森林計画の「立木の標準伐期齢に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

地域	樹種（林齢）				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
全域	40年	45年	35年	15年	20年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

また、特定苗木等の場合は、その特性に対応した標準伐期齢を検討する。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

八溝多賀地域森林計画の「立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針」に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、次のとおり定める。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となること。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐： 皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保存帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐： 択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア～オまでに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁管通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

八溝多賀地域森林計画の「人工造林の対象樹種に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

樹種の選定に当たっては、この地域の自然条件、立木の生育状況特性及び経営上有利なものを考慮して、適地適木により、次のとおり定める。なお、苗木については、花粉の少ない苗木の増加に努めることとする。

また、松くい虫被害跡地の造林については、経営目的及び自然条件に合った樹種を造林樹種として選定するものとする。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、ケヤキ、ナラ、カエデ	

(注) 上記以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員又は北茨城市農林水産課と相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

八溝多賀地域森林計画の「人工造林の標準的な方法に関する指針」に基づき、次のア、イの事項を定める

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	中仕立	3,000～3,500	
	疎仕立	1,500～3,000	
ヒノキ	密仕立	3,500～4,000	
	中仕立	3,000～3,500	
マツ	疎仕立	1,500～3,000	
	密仕立	5,000～6,000	

(注) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は北茨城市農林水産課と相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	<p>地拵えは、「全刈り地拵え」又は「筋刈り地拵え」とする。</p> <p>全刈り地拵えの場合、伐採木の枝条や刈り払い物を山腹の適当な場所に集積するか、谷側に巻き落とすことにより、植え付けの際の障害物を全面的に取り除くものとする。谷筋への巻き落としは、最も肥沃な沢沿い地を埋めないように留意する。</p> <p>筋刈り地拵えは、伐採木の枝条や刈り払い物を斜面に一定間隔に筋状に整理することにより、表土の流出防止を図るもので、平坦地または傾斜地では、作業の効率化のため、等高線上の横筋に配列し、急傾斜地では枝条の移動による損傷を防ぐため縦筋に配列するものとする。</p>
植付けの方法	<p>苗木は、目的、植栽地の条件（気候・地形・地質・土壌等）に適した樹種又は品種を選定し、植え付け前は苗木を風当たりの少ない日陰に仮植し、また、仮植から植え付けまでの苗木の移動においては、根に強い光線や風を当てないようにして乾燥に十分注意する。</p> <p>植え付けは、無風の曇天又は降雨直後に行い、晴天が続いた時は降雨を待って植え付け、また、植え付け後は、苗木の根の周りを落葉やその他地被物で覆い、乾燥を防ぐようにする。</p> <p>また、伐採後速やかに造林を行う一貫作業やコンテナ苗の活用及び低密度植栽等による低コストな再造林を推進するものとする。</p>
植栽の時期	<p>植栽時期は苗木の成長開始直前の4月上旬から4月下旬の春植えによるものとする。</p> <p>しかし、乾燥の激しい時や、農作業等との競合による植え付け労務の不足などのやむを得ない場合は、秋植えとする。ただし、秋植えは、地上部の成長が休止し、根部の成長が続いている9月下旬から10月上旬に行うものとする。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林において、人工造林を実施するものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して原則として2年以内とするものとする。

また、択伐による伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えないこと。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

更新対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カヤ、モミ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、シラカシ、オニグルミ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イロハモミジ、イタヤカエデ、クリ、ケヤキ、アカシデ、イヌシデ、スタジイ、タブノキ、ホオノキ、ミズキ等

(2) 天然更新の標準的な方法

八溝多賀地域森林計画の「天然更新の標準的な方法に関する指針」に基づき、次のア、イ、ウの事項を定める。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全樹種	1ha当たり10,000本以上

天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものが、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させることとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。

また、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害される箇所について行う。更新完了まで必要な回数を行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
受光伐	後継樹の生育の支障となる樹木の伐採や枝払い等を行う。
芽かき	ぼう芽更新による場合、立地条件、前生樹種、発生状況等を考慮して行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採後の造林を天然更新とした場合には、確実な更新を図るために、適時に更新状況を確認し、更新の完了が見込まれない森林については、天然更新補助作業又は植栽を実施するものとする。

なお、天然更新完了の確認を行うに当たっては、茨城県天然更新完了基準を準用するものとする。

天然更新完了基準

- ・伐採跡地の天然更新の完了は、次の項目をすべて満たした場合とする。

項 目		天然更新完了基準
後継樹の状況	後継樹の樹高	1m以上かつ草丈以上
	後継樹の密度	1ha当たり3,000本以上
	その他	ササ類や草本類の繁茂などにより更新を阻害されるおそれがない。

※この表は、茨城県天然更新完了基準の一部である。

(3) 伐採跡地の更新すべき期間

八溝多賀地域森林計画の「伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

- ・森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から換算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

八溝多賀地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の（解説編）の3の3-2の4における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

八溝多賀地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、天然更新が期待できない森林について主伐後の的確な更新を確保するため、次のとおり定める。

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合
1の(1)による。

イ 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

生育し得る最大の本数を10,000本/haとし、後継樹の密度が3,000本/ha以上となるよう更新する。

5 その他必要な事項

各種補助事業等を活用した造林の実施と併せ、花粉対策スギ・ヒノキ等の植栽を推進することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

八溝多賀地域森林計画で定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				標準的な方法	備考
		初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	一般中径材生産	15～25	20～35	25～40	—	平均樹高11m 平均胸高直径13cmで初回間伐を実施し、本数間伐率約20～25%程度で3回実施する。 主伐時本数は約1,200～1,500本程度となる。 中庸の密度管理を行う。	標準伐期齢を越える森林は15年に1回、標準伐期齢以下の森林は10年に1回の間伐を実施する。
	一般大径材生産	15～25	20～30	30～40	40～55	平均樹高約11m、平均胸高直径13cmで初回間伐を実施し、成長初期は肥大成長を抑えるよう弱度の間伐（本数間伐率約20～25%）で密度を保ち、2回目以降やや強い間伐（30～35%）で林木を疎立させる。 主伐時本数は約600～700本程度となる。	
	良質材生産	15～30	20～35	—	—	10.5cm角以上で長さ3m以上の無節心持柱材を生産目標とし、樹幹が通直完満で断面が正円に近い木を対象とし、平均樹高約11m、平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し、中庸より高い密度（本数間伐率25～30%）を保つよう間伐を実施する。 主伐時本数は約2,000本程度となる。	
ヒノキ	一般材生産	20～30	25～40	35～50	—	平均樹高約11m、平均胸高直径約15cmで初回間伐を実施し、やや高い密度（本数間伐率約30～35%）を保てるように3回間伐を実施する。 主伐時本数は約700～800本程度となる。	標準伐期齢を越える森林は15年に1回、標準伐期齢以下の森林は10年に1回の間伐を実施する。

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法等その他必要な事項を定めるものとする。

保育の種類	樹種	実施林齢・回数																					
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
下刈り	スギ	1	1	1	1	1	1	1															
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1															
つる切	スギ								1			1											
	ヒノキ								1			1											
除伐	スギ									1			1										
	ヒノキ									1			1										
枝打ち	スギ						1				1			1			1				1		
	ヒノキ							1			1			1			1				1		1

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈り	雑草木類の繁茂状況及び林木の生育状況に応じて造林後、毎年1回以上行うものとする。下刈りの終期は、おおむね7年生とし、林木の生育状況・雑草木類の繁茂状況に応じて適期に行うものとする。 状況に応じて下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努めるものとする。	
つる切り	つる類の繁茂状況に応じて行う。	
除伐	除伐の対象木は、木材の生育に支障となる広葉樹・かん木類及び形質不良木とする。	
枝打ち	経営の目的・樹種の特性・地位及び地利等を考慮するものとする。	

3 その他必要な事項
該当なし

第4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。

当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めるものとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
全域	50年	55年	45年	25年	30年

(2) 快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①、②に掲げる森林の区域を、別表1により定めるものとする。

①快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

②保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、次のことを推進する。

(ア) ①に掲げる森林

風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業

(イ) ②の(イ)に掲げる森林

風致の優れた森林の維持増進を図るための施業

また、アの①、②に掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

それぞれの森林の区域については別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
全域	80年	90年	70年	30年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として別表1により定めるものとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を実施すべき森林の区域のうち、人工林が過半を占める林班又は経営を行う一体的なまとまりがある森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として別表1により定めるものとする。なお、「特に効率的な施業が可能な森林」からは災害が発生する恐れのある森林を除く。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

別表 1

区 分	森林の区域	面積 (h a)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	13~51、53~55、57、63~80、86、87、92、93、99~108、122~124、127~157	5,341.05
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	-	-
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1-208、209 4-79、80、82 86-108、109、120 114-47~53 115-1~15、18~41、47、48、56、57、81、87~89 116-1、2、7~10、18、20~24 117-1~6、9~49 118-1、2、5~18、20~23、25~28、31、33~35、37、38、40、41、43~51 119-1~27、31、34、35、37、40、41、43、44~47、49、51、53~122、126	163.04
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	117-1、4、6、9~28、33、41、42、44、46~49 118-5、6、8、12~18、20~23、25~28、31、33~38、40、41、43~51 119-1、2、4、25~27、114、120、121	57.17
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	-	-
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2、3、5~11、13~61、63~80、83、92、93、99~112、122~154	6,092.62
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	2、3、5~11、15~17、19~28、30~40、42~53、55~61、65、71、73~75、79、83、92、93、99~112、122~123、125~149、151~154	5,395.81

※森林の区域について、太字は林班、細字は小班を表します。

別表 2

施業の方法		森林の区域	面積 (h a)
伐期の延長を推進すべき森林		13 ～51、 53 ～55、 57 、 63 ～80、 86 、 87 、 92 、 93 、 99 ～ 108 、 122 ～124、 127 ～157	5,341.05
長伐期施業を推進すべき森林		—	—
複層林施業 を推進すべ き森林	複層林施業を推進すべき 森林 (択伐によるものを除く)	1 —208、209 4 —79、80、82 86 —108、109、120 114 —47～53 115 —1～15、18～41、47、48、56、57、 81、 87～89 116 —1、2、7～10、18、20～24 117 —1～6、9～49 118 —1、2、5～18、 20～23、25～28、31、33～35、37、 38、40、41、43～51 119 —1～27、31、34、35、37、40、41、 43、 44～47、49、51、 53～122、126	163.04
	択伐による複層林施業を 推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進 すべき森林		—	—

※森林の区域について、**太字**は**林班**、細字は**小班**を表します。

3 その他必要な事項

1 及び 2 のほか、必要に応じて、1 に示す公益的機能別施業森林以外の市が独自に設定する公益的機能別施業森林の整備等について必要な事項を記載する。

- (1) 施業実施協定の締結の促進方法
該当なし
- (2) その他
該当なし

第5 委託を受けて行う森林の経営又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者の意向、森林組合等林業経営体の状況、市場の動向等を的確に把握する体制を整備し、相互の情報提供と活用を図ることにより、森林施業の受委託の一層の推進を図る。

特に、不在森林所有者には、相談会等の開催を通じ、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。

また、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在市を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の委託等を担う林業経営体の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催による合意形成、森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法等、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

（該当なし）

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、市が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

（該当なし）

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

適切な森林整備を推進するため、施業実施協定の参加を働き掛けるとともに、その他森林施業の共同化の促進に努めるものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など効果の見込まれる施業について重点的に共同化を図ることとし、共同化の推進に当たっては林業経営体と連携することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、共同して森林施業を実施しようとする者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にするよう留意すること。

4 その他必要な事項

(該当なし)

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	35 以上	75 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	25 以上	60 以上	85 以上
	架線系	25 以上	-	25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	15 以上	45 (30) 以上	60 (50) 以上
	架線系	15 以上	5 (-) 以上	20 (15) 以上
急 峻 地 (35° ~)	架線系	5 以上	-	5 以上

※さらに、計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

(路網整備等推進区域)を設定する。

(注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

3 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定 路線	開設予定 延長(m)	対図番号	備考
該当なし					

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作説に係る留意点

路網の整備に当たっては、施業対象地を有機的に連結する林道・林業専用道、森林作業道の整備を促進することとし、主伐・再造林、間伐のほか、多様な森林への誘導等に必要となる森林施業をより効率的に実施するための路網に重点化して整備する。

また、森林所有者が共同利用できる作業拠点施設、災害防止施設、その他森林整備に必要な施設の整備を推進し、作業の効率化、生産コストの低減に努める。

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日付け48 林野道第107 号林野庁長官通知)又は林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22 林整整第602 号林野庁長官通知)を基本として都道府県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	(延長及び 箇所数)	単位 延長：km 面積：ha		対図 番号	備考
						(利用区域面積)	うち前半 5年分		
開設	自動車道		22林班等	花園水沼	1.8	177	○	①	追加
計					1.8	177			

※上記の整備箇所を、付属資料の概要図に図示する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13 林整整第885 号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8 林野基第158 号林野庁長官通知)等に基づき管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22 林整整第656 号林野庁長官通知)を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林資源の成熟に伴い、主伐・再造林や間伐などの森林整備や森林作業道の開設などを効率的に行える人材を育成し、段階的かつ体系的研修により林業就業者のキャリア形成を支援する。また、林業に従事する者の養成及び確保を図るため、雇用の長期化・安定化と社会保険への加入促進等による就労条件の改善、事業体の安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化については、森林施業の効率化、労働災害の減少等に資する高性能林業機械等の開発・改良及びその導入・稼働率の向上を図るものとする。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するものとするほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

低コストで効率的な作業システムに対応するため、林業機械の導入を促進する。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐 倒 造 材	八溝多賀流域 (緩傾斜)	チェーンソー、ハーベスタ、 プロセッサ、グラップル	ハーベスタ、プロセッサ、 グラップル
	八溝多賀流域 (急傾斜)	チェーンソー	チェーンソー、 スイングヤード、プロセッサ
造 林	地拵、下刈	チェーンソー・刈払機	チェーンソー・刈払機

なお、地形や作業の条件から高性能林業機械の適用が困難な作業地の伐出作業については、在来機械や自走式搬機等を利用した作業システムとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号	
該当なし							

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

ア 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫被害対策については、茨城県松くい虫被害対策事業推進計画等により、空中散布、地上散布、伐倒駆除等を総合的に実施し、公益的機能の維持増進を図る。

また、被害区域が拡大しているカシノナガキクイムシによるナラ枯れについては、広く情報を収集するとともに、監視を徹底し、地域の体制づくりを含めた適切な防除を推進する。

これら諸害から森林を守るため、県及び県試験研究機関の指導・協力を得ながら、森林病虫害等による被害の早期発見、未然防止及びその防除に努めることとする。

イ その他

気象災害については、凍害等の発生を回避するための指導に努めるものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

県内において近年、ニホンジカの日撃例が増加していることから、関係機関からの情報収集及び共有化に努め、必要な措置を講じることとする。ノウサギ、ノネズミによる幼齢木の被害については、早期発見及び早期防除に努める。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、山火事等による森林被害を防止するため、林内歩道の整備を図りつつ、山火事警防等を適時適切に実施する。

また、地域への入れ込み者に対して森林保護の啓蒙に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため、火入れを実施する場合は、市長あてに申請し、許可が必要となる。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
松くい虫区域	五浦・平潟

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹木	その他	
大津	118- 5、6、7、8、 9	4.68	4.68					

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法

施行の区分	施行の方法
伐採 造林	択伐を原則とする。 伐採後は速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
植栽 保育	植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮する。 雑草木類の繁茂状況に応じ毎年1回以上行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

(該当なし)

(2) 立木の期待平均樹高

(該当なし)

4 その他必要な事項

(該当なし)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画に定めるものとする。

- ア IIの第2の3の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽」
- イ IIの第4の「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」
- ウ IIの第5の3の「森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項」及びIIの第6の3の「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」
- エ IIIの「森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項」

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区域面積 (h a)
中郷	86~114	809.13
磯原	63~85	763.27
華川	13~18、42~51、53~62	1,231.4
花園	19~41	1,336.95
富士ヶ丘・才丸・小川	126~149	1,412.94
大津	1~12、52、115~125、 150~159	1,333.97

※上記の森林の区域を、付属資料の概要図に図示する。

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

山村景観の保全及び身近な森林レクリエーションの利用の場として、森林整備を推進する。
森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		将 来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
該当なし					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による森林の整備に関する事項

近年、森林や緑に対する住民の関心は高まりを見せつつあり、森林環境教育・健康づくりの場として、幅広い森林利用を推進するとともに、地域活動による森林の保全整備や緑の募金への協力などの取組を推進していく。

緑の募金活動等の緑化運動の展開により普及啓発を図るとともに、体験研修や森林ボランティア活動についての受け入れに関する情報の提供を通じて住民参加の森林づくりを推進していく。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理法の趣旨を尊重し、計画的に取組を推進していく。

計画期間内における森林管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
計画策定時点でなし			

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を行わなければならない。

附属参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総数			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	47,026	23,168	23,858	5,929	3,082	2,847	6,596	3,383	3,213
	平成27年	43,918	21,707	22,211	4,924	2,555	2,369	5,612	2,877	2,735
	令和2年	41,801	20,760	21,041	4,368	2,198	2,170	4,800	2,512	2,288
構成比 (%)	平成22年	100.0	49.3	50.7	12.6	6.6	6.0	14.0	7.2	6.8
	平成27年	100.0	49.5	50.5	11.1	5.8	5.3	12.6	6.5	6.2
	令和2年	100.0	49.7	50.3	10.5	5.3	5.2	11.5	6.0	5.5

	年次	30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	7,721	3,960	3,761	14,622	7,499	7,123	12,158	5,244	6,914
	平成27年	7,128	3,748	3,380	13,071	6,617	6,454	13,183	5,910	7,273
	令和2年	6,410	3,400	3,010	11,636	5,924	5,712	14,085	6,511	7,574
構成比 (%)	平成22年	16.4	8.4	8.0	31.0	15.9	15.1	25.8	11.1	14.7
	平成27年	16.0	8.4	7.6	29.4	14.9	14.5	29.7	13.3	16.4
	令和2年	15.3	8.1	7.2	27.8	14.1	13.7	33.7	15.6	18.1

(国勢調査資料による)

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・ 木製品製造業		
実数 (人)	平成22年	21,379	712	44	272	1,028	9,110	10,800	
	平成27年	21,070	626	42	218	886	8,737	10,880	
	令和2年	19,821	487	32	184	703	8,222	10,896	
構成比 (%)	平成22年	100.0	3.3	0.2	1.3	4.8	42.6	50.5	
	平成27年	100.0	3.0	0.2	1.0	4.2	41.5	51.6	
	令和2年	100.0	2.5	0.2	0.9	3.5	41.5	55.0	

(八溝多賀地域森林計画書による)

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶畑	桑園						
実数 (ha)	平成12年	18,649	1,878	1,073	801	4	4	0	0	105	12,826	12,736	90	3,128
	平成22年	18,655	982	845	134	3	3	0	0	11	12,833	12,755	78	4,829
	令和2年	18,680	861	724	135	2	-	-	-	-	12,869	12,868	1	4,950
構成比 (%)	平成12年	100.0	10.1	5.8	3.9	0	0	0	0	0.6	68.8	68.3	0.4	16.8
	平成22年	100.0	5.3	4.5	0.7	0	0	0	0	0	68.8	68.4	0.4	25.9
	令和2年	100.0	4.6	3.9	0.7	0	-	-	-	-	67.9	67.9	0	26.5

(世界農林業センサスによる)

(3) 森林転用面積

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
昭和55年	21	3	18	—	—	—	—
平成2年	251	78	21	—	47	35	70
平成12年	162	66	2	56	29	9	—

(世界農林業センサスによる)

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)	
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林		
総数	ha 12,998	% 100.0	ha 12,808	ha 8,519	ha 4,289	% 66.5	
国有林	6,110	47.0	5,833	4,130	1,703	70.8	
公有林	計	198	1.5	198	129	69	65.1
	都道府県有林	88	0.7	88	84	4	95.4
	市町村有林	110	0.8	110	45	65	40.9
	財産区有林	0	0	0	0	0	0
私有林	6,688	51.5	6,579	4,131	2,448	62.8	

(八溝多賀地域森林計画書による)

② 在市者・不在市者別私有林面積

	年次	私有林合計	在（市町村）者所有面積	不在（市町村）者の森林所有面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	昭和 55 年	6,811	6,256	555	295	260
	平成 2 年	6,533	6,127	406	120	286
	平成 12 年	6,408	5,951	457	180	277
構成比 (%)	昭和 55 年	100.0	91.9	8.1	(53.2)	(46.8)
	平成 2 年	100.0	93.8	6.2	(29.6)	(70.4)
	平成 12 年	100.0	92.9	7.1	(39.4)	(60.6)

(世界農林業センサスによる)

③ 民有林（立木地）の齢級別面積（単位：h a）

区 分	齢 級 別 総数	齢 級 別					
		1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢 級以上
民 有 林 計	6,778	75.5	49.7	107.3	534.7	602.3	5,408.7
人 工 林	4,260	60.9	39.5	51.8	250.0	486.0	3,372.1
天 然 林	2,518	14.6	10.2	55.5	284.7	116.3	2,036.6
(樹種別構成)	スギ	3,542		クヌギ	183		
	ヒノキ	511		ザツ	2,275		
	マツ	266					

(八溝多賀地域森林計画書による)

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模		林家数	
1～5ha	288	30～50ha	9
5～10ha	50	50ha 以上	11
10～30ha	26		
		総 数	384

(八溝多賀地域森林計画書による)

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現状

(イ)

区 分	路線数	延長 (km)	備 考
基幹路網			
うち林業専用道			

(イ) 細部路網の現況

区 分	路線数	延長 (km)	備 考

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹 種	齡 級	森林の所在

(6) 市町村における林業の位置づけ

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

内 訳	総 生 産 額 (A)	170,075
	第1次産業	5,232
	うち林業 (B)	515
	第2次産業	90,504
	うち木材・木製品製造業 (C)	—
		74,339
	$B + C / A$	0.3

(平成27年度経済活動別市町村内総生産(実数)による)

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業 (A)	131	6,682	3,057,802
うち木材・木製品製造業 (B)	5	148	384,225
B / A	3.8%	2.2%	12.6%

(平成29年度工業統計表による)

※平成29年は従業者4人以上の事業所

(7) 林業関係の就業状況

区 分	組合事業所数	従 業 者 数		備 考
			うち作業員数	
森林組合	1	3	—	北茨城市森林組合
素材生産業	1	—	—	
製材業	3	108	—	
森林管理署	1	—	—	
造林業	1	—	—	
合 計	7	111	—	

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総 数	公有林	森林組合	会 社	個 人	その他	備 考
集 材 機							
モ ノ ケ ー ブ ル							
リ モ コ ン ウ ィ ン チ							
自 走 式 搬 器							
運 材 車							
ホ イ ー ル ト ラ ク タ ー							
動 力 枝 打 機							
ト ラ ッ ク							
グ ラ ッ プ ル ク レ ー ン							
計							
(高性能機械)							
フ ェ ラ ー バ ン チ ャ ー							
ス キ ッ ダ							
プ ロ セ ッ サ、グ ラ ッ プ ル ソ ー							
ハ ー ベ ス タ				3			
フ ォ ワ ー ダ				9			
タ ワ ー ヤ ー ダ							
計				12			